

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員用借上社宅に係る家賃の算定

Q：当社には社宅がないため会社がマンションを借りて、それを役員向けの借上社宅としています。役員に貸与した住宅等に係る通常の賃借料の額を計算したいのですが、そのマンションの固定資産税の課税標準額がわかりません。この場合の取扱いを教えてください。なお、このマンションは「豪華」には該当しません。

A：「豪華」に該当しない役員社宅の家賃の通常の賃借料（月額）は、家屋に係る固定資産税の課税標準額を基に次のように計算します。

その年度の 家屋の固定 資産税の課 税標準額	その年度の 敷地の固定 資産税の課 税標準額	1 — 1 2
---------------------------------	---------------------------------	---------------

自社所有の社宅であれば、固定資産税の納税通知書で課税標準額が確認できますが家屋の持ち主が自社でない場合には、納税者以外には課税標準額が公開されていない事から困難な問題が生じます。

しかし、役員向けの借上社宅については会社が他から借り受けて貸与した住宅で、会社が支払う賃借料の額の50%に相当する金額が上記の算式で計算した金額を超えている場合は、その50%相当額とするという規定がある事から、算式に依らなくても50%相当額以上であれば特に問題とはされないようです。

ご相談の場合、会社が支払う賃借料の額の50%相当額をご参考にして下さい。

